

第2回 宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会 会議録要旨

日 時：平成21年7月24日(金) 午前10時から午後0時5分まで
場 所：宮城県庁行政庁舎9階 第1会議室
出 席 者：資料参加者名簿のとおり

1 開会(宮城県経済商工観光部商工経営支援課 鈴木副参事)

- ・ 大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、第2回宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会を開催いたします。
- ・ 本日は、第1回の審議会でお諮りしました基本方針の素案につきまして、委員の皆様の御意見や市町村、商工団体からの御意見などを踏まえて修正を加えたものと、この素案を文章化した基本方針案につきまして御審議をお願いいたします。
- ・ なお、本日は、委員7名全員の御出席をいただいておりますこと、条例第26条第2項に規定する審議会の開催要件を満たしておりますことを御報告申し上げます。
- ・ それでは、山田会長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向について

(山田会長)

- ・ 今、話がありましたように、本日の議事は「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針(案)について」ということですので、よろしくをお願いします。
- ・ 資料2の表紙を見ていただきますと、項目が3つに分かれております。1つの項目ごとに事務局から御説明をいただいております。委員の皆様のお意見をいただくという流れにしたいと思っております。
- ・ それではまず、「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」についての説明を事務局からお願いします。

(事務局)

※資料1の1ページ目及び資料2～4に基づき成田主事より説明。

- ・ 資料1の①、社会的な経緯と背景については、前回の審議会にて御意見を頂戴いたしませんでしたので、前回お示した素案の流れに沿って、基本方針(案)を作成しております。
- ・ 資料1の②では、「まちの現状の課題」と「更なる社会環境の変化」とに分けて課題の分析をしています。
- ・ まず、「まちの現状の課題」では、前回、徳永委員から自動車利用率について御意見をいただいております。御意見の内容は、資料3の1です。自家用自動車の利用率は将来的に上昇し、そのことが公共交通機関の衰退を招き、ますます自家用車を利用できない方々が孤立するのではないか、それら公共交通機関への財政負担というものが問題になるのではないか、との御指摘でした。
- ・ こちらについては、データを再度確認させていただきました。その内容が資料4です。上段が2002年に至るまでの自動車運転免許保有者の推移、下段が将来の保有率、保有人口の予測でございます。それぞれ、増加傾向が示されています。

- ・ 前回の素案で示させていただいた利用率の減少という表現は、全国消費実態調査中で、高齢者世帯ほど自動車の保有率が低い、というデータから推論を取りまとめたものでしたが、今回のデータから、資料2の3ページ「(ロ)交通弱者(移動制約者)の問題」に利用率の増加という視点を加えております。
- ・ また、資料3の2の上段のとおり、大泉委員から現状の問題認識に経済産業的な視点が必要ではないかという御意見をいただいております。
- ・ こちらについては、資料2の3ページ「(ハ)まちの個性の喪失」の中で視点を加えております。かつてまちなかでは、さまざまな都市機能が集まり、にぎわいが生まれていました。現在、そのようなまちなかから人々が去り、にぎわいが喪失しつつあることは地域経済活力の低下にも繋がっているという認識を、改めて示しております。
- ・ 続きまして、資料1の②、「更なる社会環境の変化」の部分です。
- ・ 前回、大泉委員から、人口減少と高齢化に関しては、現状でもう進展していることから、将来というだけではなく、現状の視点でもあるのではないかと、という御指摘をいただいております。
- ・ これに関しましては、すでに長期的な人口減少社会に突入している点と、高齢化に関しては、今までも上昇し続けていたものが、更に進展が予測される、という形で記載いたしました。
- ・ なお、徳永委員からいただいております御意見に関連しまして、資料1の③の部分、2段目の「車社会に対応できない住民の更なる孤立化」という部分で、前回「増加・孤立化」と表現しておりましたが、修正しております。
- ・ 続きまして、資料1の④、国の動向の部分です。
- ・ こちらについては、前回特に御指摘はありませんでしたので、前回の素案を元に文章化しております。
- ・ 資料1の⑤、県の役割の部分でも、前回特に御指摘はありませんでしたので、前回の素案を元に文章化させていただきました。
- ・ 資料1の⑦の部分、「コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向」については、前回から、それぞれの字句については修正してございませんが、矢印の流れについて修正を加えております。
- ・ 現在、右側に円型の表があり、それぞれ周囲から中央の目標に向けての矢印の流れにしております。前回の資料におきましては、まず、2つの目標を設け、そこから7つの基本的な方向へと、現在とは矢印を逆向きの流れとしておりました。
- ・ この流れに関しましては、特に御意見は頂戴していませんでしたが、目標としている「すべての世代が安心して暮らせるまちづくり」、「社会的・経済的・環境的に持続可能なまちづくり」の2項目に関しては、非常に多様な幅の広い目標ですので、これらの目標を達成するた

めの7つの基本的な方向、という位置づけではなく、現在のまちのあり方、課題などへの対応、対策として7つの基本的な方向を位置づけ、これら方向性を目指した結果、これら2つの目標へと繋がるのではないか、という事務局内での検討の結果、このような流れへと修正させていただいたものです。

- ・ この基本的な方向に関しまして、山田会長と千葉委員から、御意見を頂戴しておりました。資料3の3の部分です。
- ・ 大都市である仙台市と、仙台市以外の都市に対する認識をどう表現していくか、また、すべての都市機能を歩いて暮らせる範囲へ集積するといった場合、歴史的にも困難なことは示されており、それぞれの地域に応じた役割分担を考え、その上での地域交通ネットワークの整備という論点なのではないかとの御指摘でした。
- ・ これらについては、資料2の7ページになりますが、「(ハ)歩いて暮らせるまちづくり(都市機能の集積)」と、「(ニ)の誰もが移動しやすい交通サービス(地域交通ネットワークの整備)」という部分で、御指摘に即して文章化しております。
- ・ まず(ハ)の部分に関しては、いわゆる拠点として期待されるまちなかについては、適切な密度を保ちながら、一定の範囲内に都市機能の集積を進めるという表現に加え、後段、なお書き以下におきまして、まちの規模によりましては、機能分担を前提としたネットワーク型の構造を視野に入れた都市機能の集積、ということで、地域の実情などに応じた観点を加えております。
- ・ また、(ニ)の部分については、前段については車を利用できない人々を含めた、すべての人が安心して暮らせるための、安定した交通手段の確保の内容としつつ、後段に関しましては、(ハ)に関連いたしまして、郊外からまちなかへ、あるいは、機能を分担する都市同士での交通サービスの維持・充実という視点も加えた表現にさせていただきました。
- ・ なお、この部分に関連いたしまして、商工会連合会からも別途、御意見を頂戴しておりました。資料3の6の1の部分ですが、やはり商店街などを含んだ都市機能を持っていない地域に対する配慮を基本方針の中で、という御意見でしたが、これについても、先ほど御説明した部分で対応させていただいていると考えております。
- ・ 基本的な方向の残る5つに関しましては、まず、資料2の6ページの最下段「集約型のまちづくり(拡大志向からの転換)」です。内容といたしましては、拡散型・拡大型都市構造へのブレーキと集約型への転換という記載をしています。
- ・ 続く7ページ、「(ロ)既存ストックの有効活用(行政コストの低減)」は、健全な行政運営を維持するという観点から、追加的な行政コストの抑制と、既存ストックの有効活用を謳っております。
- ・ (ハ)(ニ)は、先ほどの説明のとおりです。
- ・ 続く(ホ)については、「個性と活力のあるまちづくり(地域固有の価値の維持・再生)」です。こちらについては、地域間競争が激化する中での差別化、そのために、地域独自の魅力を高めることの重要性を謳っております。後段におきましては、それら個性や魅力が、にぎわいの創出、ひいては地域経済の振興にも寄与するというところで、こちらは、大泉委員から、前提

となる課題分析の部分に加え、こちらにも地域経済的な視点が必要ではないかとの御意見をいただいておりますので、このような形で表現しております。

- ・ (へ)に関しましては、「住民参加・協働のまちづくり(地域の社会的機能の増進)」です。こちらは、いわゆる住民ニーズが多様化するなかで、誰もが安心して暮らせるよう、地域コミュニティの維持・活性化だけではなく、多様な主体との相互の連携と協働によるまちづくりを謳っております。
- ・ (ト)に関しましては、「環境に優しいまちづくり(環境への負荷の低減)」ということで、後段、良好な環境の中で生活することは、住民誰もが望んでいることであって、公共交通機関の利用促進と、開発による環境負荷の抑制という内容となっております。
- ・ なお、つづく「ロ」の部分は、先ほど御説明いたしましたように、このような基本的な方向を進めていく中での2つの目指すべき目標と位置づけたものです。
- ・ なお、基本方針全般について、商店街振興組合連合会から御意見を頂戴しておりました。
- ・ 資料3の5の部分です。こちらにつきましても、今、御説明申し上げました7つの方向と、目指すべき目標、これらにおきまして、御意見の趣旨を反映させていただいているものと考えてございます。

(山田会長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは今の説明について、何か御質問ございますか。

(大泉委員)

- ・ まず、資料2の冒頭に、この基本方針の趣旨というか、期待しているところを明確に記したほうがよいのではないのでしょうか。
- ・ 次に、全体的に、現状分析の占める割合が大きい印象があります。資料2の6ページ以降にも問題点、課題が記載されているので、重複感があるのではないかと思います。
- ・ 5ページですが、国の方向性がある、それから県の方向性という順番になっていますが、むしろここは県の方向性を先に書いて、国でもこういう方向で進めていますというように、県の方向性を力強く、先に書いたほうが良いのかなと思います。
- ・ また、前回私が申し上げたことで混乱させた部分もあるのかなと思うのですが、7ページの「(ホ)個性と活力あるまちづくり」という項目に、地域経済の振興という記載がありますが、前段に記載のあるような「そのまち独自の歴史や文化、まちなみを守り活かす」というのはむしろそこに暮らす人々に、まちへの愛着や誇りを持ってもらうところが一番大きなテーマです。つまり、地域間競争をしていくためにまちづくりをしていくのではない、ということだと思います。

(山田会長)

- ・ 4点ほどあったかと思いますが、まず、冒頭で、この基本方針の趣旨をもう少し書き込んだら良いのではないかとすることが一つ。
- ・ それから、全体的に、前の部分を受けて方向性を書いているので、繰り返しの印象があると

いうこと。これは、後段のほうを簡潔にしたらどうか、ということでしょうか。

(大泉委員)

- ・ むしろ前半の、課題、問題が書かれているところを、簡潔にしたほうが、ということです。もちろん後段で重複しているところは、調整するというで。

(山田会長)

- ・ そうですね。確かに、同じ文言が繰り返し出てきますので、若干読んでいて回りくどい感じはいたします。
- ・ それから、5ページのところで、県のスタンスが重要ではないかということ。こちらをむしろ前面に出して書いたほうが良いのではないかという御意見。
- ・ また、最後の4つ目は、前回御発言のところと関連して、地域間競争という表現が取られています。ちょっと違和感があるような気がする。このへんは修正いただけないか、という御意見です。
- ・ 事務局のほうでは、これら、特に3つ目の県のスタンスに関連していかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 冒頭で趣旨を記載したほうが良いのではないかと、いうところは、分かりやすさという点を考えれば、そちらのほうの方がよろしいかと思っておりますので、修正させていただきます。
- ・ 2番目の文言の繰り返しについては、再度中身について、調整させていただきたいと思っております。
- ・ 3番目の、国と県のスタンスの部分については、国のまちづくり三法の改正があり、その後県に条例ができた、という流れを受けてこのような順としたものではございますが、県のスタンスをより力強くという点も踏まえて、表現を加えられる部分は修正したいと考えています。
- ・ 4番目の地域間競争については、住民の方の意識の高まりが、最終的には地域の魅力にも繋がり、地域間競争にも繋がるという形に表現を改めたいと考えています。

(千葉委員)

- ・ 今お話しが出た部分なのですが、7ページ(ホ)の地域間競争の部分、今の説明では最終的には地域間競争に繋がるということでしたが、コンパクトシティを想定した場合には、地域間競争をしてはいけないのです。競争をしたら、結局エスカレートして行って、その中での潰し合いになるということもあるので。競争をしてはいけないから、役割分担となるわけです。そういう意味では、大泉委員が言われた意図とはまた別の意味ですが、地域間競争という言葉が入ってしまうと、従来の地域間競争という意味で捉えられてしまうことは間違いない。それぞれが、競争するのではなく役割分担をする、それによって、公共施設も含めた大規模施設の効率的な運営ができるわけですし、住民の利便性も下げない、という話になると思うので、ここの部分の書き方に関しては改めてはどうかと思います。
- ・ 今の話の裏返しとして、(ロ)や(ハ)の役割分担という話になった場合に、何を役割分担するのかをはっきりさせておいたほうが良いと思います。いわゆる高次機能、高次医療や、高等

教育機関、大規模な図書館といったものは役割分担をしたほうが良い。ただし、何でも役割分担にしても、何をするためにも人が移動しなければならない社会ということになってしまいますので。

- ・ それから、6ページから7ページにかけての(イ)の部分ですが、青森でも富山でも、コンパクトシティを考えると当面まず問題になるのが、今ある郊外をどうするのかということです。当座の、5年10年先の郊外をどうするのかという話も、少し次元の違う話ではありますが欠けてはまずい話題だと思いますので、何らかの形で記載してはかがかかと思ひます。

(山田会長)

- ・ はい、ありがとうございます。
- ・ 地域間競争ではないのではないかと、ということ。役割分担のイメージをもう少し書き込んではかがかかということ。それから、既存の郊外地域への配慮についての御意見でした。

(事務局)

- ・ 私たちが案を作成する中で、むしろ、より広域から集客をして、まちににぎわいを取り戻すという観点から検討を進めてきたのですが、この部分については再検討させていただきたいと思ひます。
- ・ また、どういった都市機能を役割分担していくのかについて、もう少し細やかに記載すべきという点は、今後案を詰めていく中で対応してまいります。
- ・ 3つ目、コンパクトシティを目指す中での、既存の郊外への配慮についての御意見です。この基本方針そのものは年限を限ったものではなく、コンパクトで活力あるまちづくりについての理念を掲げるという趣旨で作成しております。既存の郊外の5年10年先という課題も、当然行政としては直面する課題ですが、基本方針の中に反映するかどうかということについては、再度検討させていただきたいと思ひます。

(山田会長)

- ・ そうですね、再度検討いただくということで。
- ・ せっかく担当課もいらっしゃるので、もし何かありましたら。

(土木部都市計画課)

- ・ 中山間地域、あるいは仙台都市圏についても、それぞれの地域に生活する人々に配慮しながら、関係市町村と検討を重ねているところでは。

(山田会長)

- ・ そうしますと、千葉委員が言われたような、あり方のイメージまではなかなか述べられないけれど、そうした地域についての課題の存在は示しておいたほうが良いということがあるかと思ひます。
- ・ 重要な御意見が続いておりますが、他の方もございませんでしょうか。

(鈴木委員)

- ・ 「まちづくり」といったときの「まち」は、いわゆる行政単位の「まち」なのか、あるいは「まちなか」なのかという論点があります。郊外の大資本に代表される従来型のまちづくりが間違ってきたために、今まで失ってきたものが多いわけです。今まであったまちをもう一度、まちの方々の自立を促しながら、小さい店舗も少しずつ増やししながら、集積を図るという方向に持っていかなければいけないと思います。
- ・ 例えば、生鮮三品の店舗がまちなかから姿を消したことの背後にあるのは大資本です。生鮮三品の店舗は消防だったり、防犯だったり、民生委員だったりというような、サラリーマンの方がなかなかできない機能をずっと担ってきたわけです。ですので、大資本が入ってきたときにも同様に、地域の会議には必ず出席するといったような機能を担うべきだったのですが、彼らはそれをしないで、生産性を上げることに注力して発展してきました。このような状況の中で、まちづくりの新しい考え方を示すのが条例のもともとの趣旨ですので、「まちづくり」の「まち」はどの部分なのかを念頭に、基本方針を作成してほしいと思います。

(山田会長)

- ・ これまで地域を支えてきた商店街、事業者の方、コミュニティの役割に配慮しつつ、検討してほしいということでしょうか。

(鈴木委員)

- ・ 個店個店ということではなく、従来型の、東京からの大資本によるまちづくりとなるのかどうか、といったことです。個店ではなく、文化、伝統など、失われるものがあまりにも大きいということを御理解いただきたいと思っています。

(千葉委員)

- ・ 生鮮三品の店舗が維持できなくなって、消防団などの機能も衰退していったというのはまさにそのとおりだと思います。文化的な面はそのとおりなのですが、生鮮三品の店舗がなくなった理由を考えると、消費者からすると、生産三品の店舗は使いにくい。地域社会の住民がどんどん変化していき、核家族で、お母さんが夕方買い物に来て、というような状態に対応していた商店街が、単身者や共稼ぎ世帯のニーズに合わなくなっている。商店街に合わなくなった消費者は、大型店に行くのが一番便利、ということになるわけです。
- ・ 大型店は広範囲から集客しますが、商店街はある調査によると半径 800 メートルの範囲から集客するというので、その範囲のニーズに対応すれば良い。大型店と商店街、それぞれに対応する広さの、それぞれのまちづくりであり、その意味では重層化になるわけだし、役割分担になります。そのため、「まちづくり」の「まち」はこの広さです、とはすぐには言えないのではないのでしょうか。

(山田会長)

- ・ いま御意見があったように、重層的に表現する部分があるかと思いますが、御検討をお願いします。

(徳永委員)

- ・ 今の鈴木委員のお話を受けて、大手資本は、地域の安全安心にかかるコストを、カットして乗り込んできた面もあるのかなと思います。一方、中小の商店が消費者のニーズに対応できていなかったというのも事実ですが、安全安心にもコストがかかるという意識が、社会の中であまりにも忘れられているのではないかと思います。
- ・ 必ずしも直接的に書くべきということではないのですが、安全安心、文化を支えてきたものが崩れてきているという認識は、持っていたほうが良いという気がします。
- ・ また、1ページから2ページの部分は、仙台都市圏をイメージして書かれているように思います。仙台都市圏以外では、人口増加というよりは、むしろ人口減少に苦しんでいる状況がありまして、そのような人口減少地域が、いわゆる大手資本の戦略に嵌ってしまっているというところがあります。仙台都市圏とそれ以外の地域の問題の書き方は違うだろうと感じております。それを、どのように書くのかというのは難しい部分です。私も、前半部分はより簡単にしたほうが良いと思っていますので、短い中でどう表現するか、というところではあります。

(山田会長)

- ・ 私も1ページの図1 人口の増加の記載について、仙台都市圏以外は10年以上前から人口減少が進んでいるところもあるので、抵抗を感じていました。そのあたりを御検討いただくということではよろしいでしょうか。

(事務局)

- ・ まず、鈴木委員から頂戴した御意見について、「まちづくり」の範囲をどう考えるか、というのは難しい問題で、市町村にとってみれば、市町村全域の土地をどう活用していくのか、という捉え方もございます。しかし直接的には、基本方針で想定する「まちづくり」の中心は、まちなか、中心市街地と考えております。基本方針において目標として掲げている「すべての世代が安心して暮らせるまちづくり」「社会的・経済的・環境的に持続可能なまちづくり」の観点からも、従来安心安全などの機能を担ってきたコミュニティのあり方は、大きなテーマであると考えています。
- ・ その中で、基本的には大規模集客施設も一緒になって、コンパクトで活力あるまちづくりに協力していただきたいと考えています。
- ・ 商工経営支援課としましては、商店街の活性化にも取り組んでいます。昨年度から進めている新しい事業の中では、商店街の構成員の方だけではなく、消費者、まちづくり団体の方にも入っていただいて、その中で事業計画を検討してもらうことを採択要件としております。そういった形で、まちづくりに関わるあらゆる方が協力していくことが、今後の中心市街地、商店街の活性化に繋がると考えています。
- ・ また、仙台都市圏以外の状況を基本方針の中に盛り込むべきとの御意見は、今後検討させていただきますと思います。

(山田会長)

- ・ はい、ありがとうございました。

- ・ 資料2 3ページの、「(ロ)交通弱者の問題」の部分ですが、前回の御指摘で、高齢者の免許保有率が高まっているということが分かったかと思いますが、そのような理由で、自動車利用率が増加するという書き方でよろしいですか。

(徳永委員)

- ・ 免許は持っていたとしても、できれば車を使いたくない、という方が多数いることも事実でして、公共交通を使って移動したほうが良い人が増える可能性もあります。今の書き方ですと、現在車を運転する人にとっては他人事のような印象を受けます。しかし、現在運転する人も、将来車を使えなくなる可能性があるということ、そのときを考えたら、選択肢はあったほうが良いという認識を加えたほうが良いと思います。

(山田会長)

- ・ この部分が気になったところでしたので、徳永委員のおっしゃたような表現をしていただければと思います。
- ・ 加えて御意見ある方いらっしゃいませんか。

(加藤委員)

- ・ 基本的な方向の中で、一番大事なのが、8, 9ページにある基本方針における目標かと思っています。図では分かりやすいのですが、文章で具体的な記載がないと思うのですが。

(山田会長)

- ・ 先程から御意見のある部分かと思いますが、後段部分の書き方をもう少し厚くということで、御検討いただくということで。
- ・ 他にございませんか。

(黒田委員)

- ・ これは認識として持っていなければいけないことだと思うのですが、現在宮城県は、コンビニエンスストアの出店が全国で3位です。交通弱者を含め、コンビニエンスストアは地域にとって大きな力になっています。コンビニエンスストアの経営者が、地域の状況をよく知った上で販売も展開していますし、コンビニエンスストアは大資本の系統ですから、どのように連携していくかを、もっと真剣に考えなくてはいけないと思っています。コンビニエンスストアの出店数が全国3位であったというデータをどのように見ているのか、今後、県としてはどのように考えているのか、そのあたりの認識も必要であると考えています。

(山田会長)

- ・ コンビニエンスストアについての考え方を、ということですね。少し時間いただいたほうがよろしいでしょうか。

(事務局)

- ・ まちづくりの中では、当然、コンビニエンスストアも含めて御協力いただきたいと考えておりますが、詳しくは今後、検討させていただきたいと思っております。

(山田会長)

- ・ だいぶ時間も過ぎましたので、次に進ませていただいてもよろしいでしょうか。
- ・ 冒頭申し上げましたように、今日御発言が足りなかった部分については、事務局に御連絡いただくということをお願いしたいと思います。
- ・ それでは、「2 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項」について、事務局の説明をお願いします。

(2) 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項

(事務局)

※資料1の2ページ目及び資料2に基づき白鳥主査より説明。

- ・ 資料1の2ページと資料2の10ページをお開きください。
- ・ 最初に資料1の2ページ目を御覧ください。制度趣旨としまして、「特定大規模集客施設については、立地に伴う都市構造への影響が大きく、市町村域を超えた影響を与える可能性があることから、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に向けた広域的な見地から、立地を誘導する。」としております。
- ・ 次に資料2の10ページを御覧ください。
- ・ この条例におきましては、集客の用途に供する床面積1万㎡を超える集客施設、又は店舗面積6千㎡を超える集客施設を特定大規模集客施設としておりますが、(1)に特定大規模集客施設の立地誘導についての基本的な考え方を記載しております。
- ・ 資料1の2ページの①に条例で規定しています立地誘導地域を記載しております。左側が都市計画法で定める商業地域及び近隣商業地域の2地域でございます。この部分は資料2の10ページの(2)イの(イ)に解説を記載しております。
- ・ 資料1の2ページの①の中央に中心市街地活性化法に基づく2つの区域としまして、上段が中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地の区域ですが、現在のところ県内に該当地域はありません。下段が第二種大規模小売店舗立地法特例区域ですが、現在は大崎市の中心部の一部が該当しております。この部分は資料2の11ページの(ロ)と(ハ)に解説を記載しております。
- ・ 資料1の2ページの①に戻りまして、右側の都市計画法に規定する開発整備促進区の区域については、都市の機能の増進が要件とされており、制度上、周辺市町村との広域調整が担保されていることから立地誘導地域とされております。この部分は資料2の11ページの(二)に解説を記載しております。

- 資料1の2ページの②については、市町村の長からの申請に基づき立地誘導地域から除外する制度、あるいは①以外に立地誘導地域を指定する制度を記載しております。左側が立地誘導除外地域の指定でありまして、条例において商業地域・近隣商業地域を立地誘導地域に規定していますが、市町村の長の申請に基づき知事が立地誘導除外地域に指定できるという規定が設けられています。この部分は資料2の12ページのロの(イ)に解説を記載しております。
- 資料1の2ページの②の右側が立地誘導地域の指定でありまして、市町村の長からの申請に基づき、①の地域以外にも知事が立地誘導地域として指定することが可能となっております。この部分は資料2の12ページのロの(ロ)に解説を記載しております。
- 資料1の2ページの③につきましては、以上の説明をいたしました立地誘導地域以外に特定大規模集客施設が立地する場合の事前の届出制度を記載しているものであります。
- これらの②・③と④が諮問・答申という矢印でつながっていますが、それぞれの申請ないし届出がなされた場合に、本審議会にお諮りすることとなります。その際には、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から⑤にあります勘案すべき事項等を総合的に勘案し審議いただく制度となっています。ここまですべてにつきましては、前回御説明した素案の資料の内容と変更はございません。
- 資料1の⑤にコンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から勘案すべき事項について記載しております。この項目につきましては、前回の審議会でお諮りした素案の勘案事項から変更しております。
- 左側の県の基本方針の基本的な方向につきましては、資料1の1ページ目の県としての方向性の7つの項目を移記したものです。
- 中央の立地誘導除外地域・立地誘導地域の指定につきましては、前回の資料で、条例及び規則で定められております市町村から聴取した意見や申請事項について記載しておりましたが、今回それらの内容から項目を整理しまして勘案事項として6項目を記載しております。
- 右側の新設(変更)の届出につきましては、こちらも前回の資料では、条例及び規則で定められております立地市町村及び隣接市町村から聴取した意見や届出事項について勘案事項と記載しておりましたが、今回それらの内容を整理しまして勘案事項として10項目を記載しております。
- これらの内容につきましては、資料2の12ページの(3)に特定大規模集客施設の新設(変更)の届出について、(4)にコンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から勘案すべき事項として記載しております。

(山田会長)

- ありがとうございました。

- ・ それでは、今説明いただいた部分について、御質問、御意見ございませんか。

(鈴木委員)

- ・ 仙台市の条例において、例えばJT跡地ですと、道路を内側に造ることで、細分化して規制の対象から外れているのですが、県の条例についても同様に、道路などで細分化すれば規制対象からは外れるものなののでしょうか。

(山田会長)

- ・ 前回は話題となった部分でしたが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 特定大規模集客施設の面積は、公の用に供する道路で区分されている場合は、区分されたそれぞれの敷地内ごとに建てられる集客施設の床面積の合計で判断します。
- ・ まちづくりについては、市町村に主体的に考えていただくことが重要であると考えており、公の道路として扱うかどうか、市町村の裁量の範囲でございますので、市町村と十分に連携しながら、条例の適切な運用を図っていきたいと考えております。

(鈴木委員)

- ・ 出店者が、敷地内の通路を、地域住民の利便のために使ってくださいと言って提供した段階で、面積の考え方が全く違ってくると思うのですが。

(事務局)

- ・ 届出時点で、公の用に供する道路で区分されているかどうかで判断するということになります。

(山田会長)

- ・ 今、鈴木委員が言われたように、敷地内の道路を地域住民の方々も使ってください、ということだけで、規制対象から外れるということではありませんので、大丈夫かとは思いますが。ただ、事前に市道に移管して、ということで、手続きがその通りにいけば、それは認めたということになります。
- ・ 他にはございませんか。
- ・ ここは、制度に従って、取り扱うということですので、いかがでしょうか。
- ・ それでは、3つ目の、地域貢献活動の指針となるべき事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

※資料1の3ページ目及び資料2, 3, 5に基づき日下主事より説明。

- 資料1の3ページ, 資料2の 15 ページからの、「地域貢献活動の指針となるべき事項」の案を御説明します。
- 資料2の (1) 地域貢献活動の必要性の部分をご覧下さい。
- 近年の環境問題, 安全性への関心の高まりなどを受けて, 企業の, 社会に対する自主的・自発的な取り組みが求められています。その中でも集客施設は, 地域住民と密接な関係を持つその特性から, 積極的に地域に貢献することが期待されています。
- (2) 集客施設の地域貢献に関する自主的な取り組みの推進の部分です。図 10 にお示しているように, 中心市街地活性化法や, 大規模小売店舗立地法での, 地域における自主的な活動への期待と関心の高まりを受けて, 本県においても, 地域貢献活動の促進を図るため, 特定大規模集客施設の設置者が行う地域貢献活動の計画と, 実施状況の公表を行うこととなりました。
- また, 地域貢献活動の具体的な事例と, 計画提出などの手続きの流れを示す「地域貢献活動ガイドライン」を策定することとしました。「地域貢献活動ガイドライン」は, 「基本方針」とは別枠の, 地域貢献活動を行う上での解説, 手引書として作成するものです。「地域貢献活動ガイドライン」についても, 資料5として本日案をお配りしていますので, 「基本方針」と合わせて, 後ほど御意見をいただければと考えております。
- (5) 地域貢献活動の内容についてです。17 ページをご覧下さい。コンパクトで活力あるまちづくりの推進に係る基本的な方向である「集約型のまちづくり」から「環境にやさしいまちづくり」までの7つを, まちづくり調査特別委員会からいただいた地域貢献活動の例示や, 他県の先進事例を参考にしながら, 県として期待する地域貢献活動の内容として, より具体的にしたものが, 17 ページ下のイからへの項目です。
- これらの, 県として期待する地域貢献活動の内容は, 資料1の図表の, ④の緑色部分です。資料1のこのページについて, 前回の審議会からの修正は, ④の部分の追記となっております。
- 次に, 資料3に移ります。「地域貢献活動の指針となるべき事項」に関していただいた御意見を御説明します。
- 4の大崎市の欄をご覧下さい。立地誘導地域以外に立地している集客施設, 特定大規模集客施設は, その立地自体が条例の趣旨に反していることとなり, それらの施設に地域貢献活動を求めるのは矛盾しているのではないかと, 御意見です。
- 条例においては, 立地場所や施設の規模を限定することなく, すべての集客施設の設置者に対して, 地域貢献活動の実施と公表に努めるよう求めています。地域貢献活動には様々なものがあり, 例えば商工会・商工会議所への加入や, 地域における活動に対する支援・情報提供, コミュニティバスへの協力など, 直接的または間接的に, 立地誘導地域以外の施設にも, 協力いただける活動があると考えております。地域貢献活動計画, 実施状況の公表, 地域貢献活動ガイドラインの策定などにより, 施設の特色に応じた, 地域貢献活動を促していきたいと考えております。
- 次に, 6の商工会連合会です。地域貢献活動計画作成時の具体的な目標設定, また, 達成度が低い場合の行政指導についての御意見です。
- 地域貢献活動は自主的・自発的な活動でございますので, 強制的に行わせることは難しい

ものの、御意見のとおり、実施状況の公表がわかりやすい形となるよう、「地域貢献活動ガイドライン」の中で、具体的な目標設定を奨励していきます。また、地域貢献活動ガイドラインに盛り込むべき活動の追加として頂戴しました、「伝統的商慣習への協力」「新型インフルエンザ流行時における物資の供給」については、御意見の趣旨について、「地域貢献活動ガイドライン」の具体事例の中に、反映していきたいと考えております。

- ・ 続きまして、資料5「地域貢献活動ガイドライン」を御覧ください。
- ・ 6ページをお開きください。ここからは、基本方針の中で挙げた地域貢献活動の事例を、より具体的にしたものです。前文の2段落目において、地域貢献活動の実施にあたっては、具体的な目標の設定が期待されることを記載しています。
- ・ 現在活動事例として記載している内容は、まちづくり調査特別委員会において、「地域貢献活動ガイドラインに盛り込むべき活動の例示」として示されたものを、先ほどの「基本方針」で示した項目ごとに分類したものです。今後、他県の先進事例や、庁内関係課の御意見を踏まえながら、項目の調整や、より分かりやすい内容となるような追記などを行っていきたくと考えています。

(山田会長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは、今の地域貢献活動の指針となるべき事項について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(徳永委員)

- ・ 地域貢献活動をすべて自主的なものとして「期待する」という表現で良いのでしょうか。例えば、防犯防災への協力、環境対策の推進など、大店立地法の中では明確に規定されている部分も含まれています。地域貢献活動として挙げられているものすべてが、自主的な取り組みであると誤解されるのも問題がありますし、また、大店立地法の規制対象とはならない集客施設についても、これらがすべて自主的な取り組みで、配慮されなくても仕方がない、という話になってしまうのか、という点が気になるところです。

(山田会長)

- ・ 今のお話に関連して、15 ページの前段において、地域の皆さんが豊かになる、安心安全が確保されるということが、企業にとってもプラスになるという視点を持ちつつ、もう少し前向きな表現にしても良いように思いますね。

(事務局)

- ・ より前向きな表現を検討したいと思います。
- ・ 具体的な地域貢献活動の事例については、法令で定めがあるものとそうでないものが、まだ混在している状態でございます。一つ一つの項目について、今後関係課と調整をしていく必要があり、その中で、法令において定めがあるものとそれ以外のものを整理していきたいと考えています。

- ・ また、企業が地域貢献活動を実施するにあたり、これに関係する県の事業等があれば、連携を取り持つといったことも考えていきたいと思います。

(加藤委員)

- ・ 強制的ではないのですが、地域貢献活動を実施してほしいという気持ちを、大々的に訴えてほしいと思います。
- ・ それから、地域貢献活動の事例については、もう少し精査していただいて、考えていただければ良いのかな、と。例えば、退店時の対応について、非常に心配しているところですので、そのあたりの考え方などを入れていただければと思います。

(鈴木委員)

- ・ 撤退時の在りようというか、廃屋がそのまま放置されていて、誰の手にも委ねられないままになっているということが今までにあります。地域貢献活動も良いですけども、大事な最後の、撤退時にこそ、集客施設に課すものを、ある程度重いものにしていただかないと。
- ・ 昔、例えばボーリング場がたくさんありましたけれど、撤退後はガラスが壊され、たまり場になっているところがあるところにあるわけです。
- ・ 撤退時に責任を持っていただきたいというのが、見落としがちなんですけれども、貢献よりも、商工会連合会さんも、私たちも、一番強いと思います。

(山田会長)

- ・ 今、三つ御意見いただきました。
- ・ 一つは、地域貢献の考え方。二つ目は、事例をより詳しくということ。三つ目はお二人から、撤退したときの対応について。

(事務局)

- ・ 地域貢献活動についての考え方、記載の仕方につきましては、より積極的に取り組んでいただける表現となるよう、改めさせていただきます。
- ・ 具体的な地域貢献活動の事例については、今日お示ししている案では、あまり具体的ではございませんが、撤退時の対応として、事務局で検討している案では、早期の情報提供、従業員の雇用の確保、後継店の確保、撤退(退店)に伴う環境・景観への配慮などを考えております。

(山田会長)

- ・ よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

(千葉委員)

- ・ まず、確認なのですが、地域貢献活動の対象は新規に出店する店舗だけではなくて、すよね。既存のものも含めるということで。

(事務局)

- ・ そうです。

(千葉委員)

- ・ ここにおられる方々は、地域社会が健全に維持されることによって、商業活動が維持されるということについては、認識を同じくしているかと思いますが、実際に商業活動をしている方々がそのように思うかというのはまた別の問題です。
- ・ お願いだけでは聞いてくれないので今まで問題が山積していて、それに対して大店立地法では名前の公表がありますが、店舗にとっては逆に宣伝になったという事例もあり、名前の公表がどれだけ意味があるのかというのは疑問なところでは。
- ・ ですので、協力するメリット、デメリットを考える必要があるのかと思います。例えば、審議会も含めた手続きを通常よりも迅速に行うですとか、アメが必要なのだろうか、と。逆に、協力しなかった場合のムチも考えておかなければいけない。これはおそらく審議会に留まる話ではなく、政治決断の話になるとは思いますが、非協力の場合の手段も含めて検討していただかないと、せっかく意味合いが半減してしまうと思いますので。

(山田会長)

- ・ アメとムチの話がもう少し具体的ににならないか、ということですね。いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 前回の審議会でも御提案いただきまして、具体的には来年度以降、地域貢献活動に前向きに取り組んでいただいた方を、表彰するような制度を設けられないかということで検討を進めています。
- ・ 一方、デメリットについては、現行の条例上、すぐに何らかの規制をするというのは難しい面がありますが、それぞれの市町村で独自の条例を策定した場合には、県の条例の適用を受けないと明記してございまして、これの意味合いとしましては、市町村においてより地域に即した活動の推進に取り組んでいただきたいという趣旨だと理解しております。市町村が個別具体的に進める中で、そのようなこともありうると思います。

(山田会長)

- ・ 地域貢献活動のインセンティブが、もっと他にないか、ということも関わってくるかと思いますが、可能な限り、あるいは可能性を残して、ガイドラインなど作成していただきたいと思います。

(鈴木委員)

- ・ 大型店は、大型店にとっての貢献だけで、いわゆる本当に地元がほしい貢献がどれだけあるか、という現状をお含みいただいて、検討していかないといけないと思います。

(山田会長)

- ・ 市町村に委ねるだけではだめだ、ということでしょうか。

(鈴木委員)

- ・ はい、それか、市町村に強く指導していただきたい、というか。

(山田会長)

- ・ 主体性を期待するところと、ある程度要請するところと、使い分けていただきたいということでしょうか。

(鈴木委員)

- ・ 現場では、大規模店との交渉の中で、引き出したり、あるいは諦めたりということはずっとしてきているわけですから、その現状をどうぞ御認識いただきたいと思っています。

(山田会長)

- ・ いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ まずはガイドラインを策定する中で、御意見を反映させていただきたいと思います。

(山田会長)

- ・ 時間となりましたが、委員の中で、あるいは各課で、これだけはこの御意見ありましたらお願いします。
- ・ それでは、今後の取扱いですが、いかがでしょうか。もう一度開催したほうがよさそうでしょうか。あるいは、文書でのやり取りとしたほうがよろしいでしょうか。事務局いかがですか。

(事務局)

- ・ 今後、基本方針、地域貢献ガイドラインを策定した後に、事業者、市町村、関係団体の皆様に、条例の内容、基本方針などについて、説明をさせていただきたいと考えています。そういったスケジュールの関係がございまして、もし御賛同いただければなのですが、今後、日にちを決めて文書などで御意見いただいたものを反映するといった形で進めさせていただければと考えています。

(山田会長)

- ・ わかりました。そのような形でよろしいでしょうか。もう一度集まってという形でなくてよろしいですか。
- ・ よろしければ、今日いただいた御意見に加え、メールなどでいただいたものも踏まえながら、成案にするという扱いにさせていただきたいと思います。会長職務代理者である千葉委員と私も、逐次見せていただきながら進めたいと思います。
- ・ それでは、他に事務局から何かございますか。

(事務局)

- ・ 委員の皆様の御意見については、8月3日(月)まで、メールなどでもよろしくお願ひいたします。
- ・ 時間も押してございますが、本県と同様の条例を制定している他県の届出状況について、情報提供させていただきます。
- ・ 近隣県ですと、岩手県、福島県、新潟県が条例を制定していますが、そのうち立地の届出が出ているのは新潟県でございます。今年の2月に2件、届出が出ていまして、この届出に係る1回目の審議会が、先日7月に開催されました。新潟県の場合は、立地誘導地域内に設置する場合にも届出の対象となっております。今回の案件は、2件とも立地誘導地域内の増床です。新潟県の進め方では、審議会は原則として2回開催、新潟県の場合は、県の意見の期限が届出から7カ月ですが、1回目の審議会は届出から約5カ月後に開催されています。1回目の審議会では、県の総括的な意見の有無まで記載した資料が提出されております。2回目の審議会では、第1回目の審議会での御意見、課題に対して、事務局案の修正、また、場合によっては、委員による現地調査を実施する場合があります。今回の案件は、立地誘導地域内の既存施設の増床ということもありまして、1回目の審議会の御意見は、資料の追加などに留まったとのことでした。
- ・ 今度も、他県の審議会の状況を逐次、お伝えしていきたいと思ひます。

(山田会長)

- ・ これから私たちは審議をしていかなければなりませんので、引き続き、情報提供よろしくお願ひします。
- ・ それでは、本日は大変貴重な御意見ありがとうございました。